

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第2回定例会提出予定議案の説明

(11) 議案第96号 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第96号 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年5月26日

健康福祉局

議案第 9 6 号 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 3 年厚生労働省令第 8 0 号）

2 条例の主な改正内容

(1) 上記 1 に伴い、保護施設等の設置者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととするもの

※保護施設等とは、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設及び事業授産施設をいう。

(2) 上記 1 に伴い、保護施設等の設置者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととするもの

(3) 上記 1 に伴い、保護施設等の設置者は、非常災害に備えるために必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととするもの

(4) 上記 1 に伴い、救護施設等（保護施設等から医療保護施設を除いたものをいう。）の設置者は、当該救護施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催等の措置を講じなければならないこととするもの

3 施行期日

令和 3 年 8 月 1 日

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第74号</p> <p><u>(就業環境の整備)</u></p>	<p>○川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第74号</p>
<p>第8条の2 保護施設等の設置者は、利用者に対し適切な処遇を行う観点か</p> <p><u>ら、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動</u></p> <p><u>であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が</u></p> <p><u>害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなけれ</u></p> <p><u>ばならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p>	(新設)
<p>第8条の3 保護施設等の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、</p> <p><u>利用者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再</u></p> <p><u>開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業</u></p> <p><u>務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	(新設)
<p>2 保護施設等の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知すると</p> <p><u>ともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	
<p>3 保護施設等の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に</p> <p><u>応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(非常災害対策)</u></p>	(非常災害対策)
<p>第9条 保護施設等の設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な</p> <p><u>設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立てておかなけ</u></p> <p><u>ればならない。</u></p>	(非常災害対策)
<p>2 保護施設等の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救</p> <p><u>出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</u></p>	(非常災害対策)
<p>3 保護施設等の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住</p> <p><u>民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>(衛生管理等)</u></p>	(新設)
	(衛生管理等)

改正後	改正前
<p>第18条 救護施設の設置者は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 救護施設の設置者は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	<p>第18条 救護施設の設置者は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 救護施設の設置者は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>